

第1章 総則

第1条（趣旨）

本規程は、公益財団法人丹後中央病院（以下、「当院」という。）定款第4条に基づき、医療専門職の資格の取得を目的として学業に従事する学生のうち、将来当院への就職を希望する者への奨学を目的とした、育英資金貸与制度（以下、「本制度」という。）を定めたものである。

第2条（定義）

本規程の「医療専門職」とは、薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・診療放射線技師・臨床検査技師・管理栄養士・社会福祉士・臨床工学技士をいう。

2 本規程の「申請者」とは、本制度による奨学金の貸与を希望して、選考に応募する者をいう。

3 本規程の「奨学生」とは、当院から奨学金の貸与決定を受けて、奨学金の貸与、及びそれに関連するその他の本規程に定めた資格を有する者をいう。

4 本規程の「委員会」とは、奨学金選考検討委員会をいう。

第3条（奨学生の資格）

奨学金を貸与する対象者は、医療に関係する学校（大学・短期大学・専門学校・看護師養成高等学校）に在学中、又は入学見込みの者（入学許可が証明できる者）で、卒業後に当院での勤務を希望する者とする。

2 前項の対象者は、日本国籍を有する者に限る。

第4条（奨学金の内容）

本制度により貸与する医療専門職の奨学金の内容は次の通りである。

(1) 薬剤師（最大6年間） 年額150万円

(2) (1) 以外の医療専門職（最大4年間） 年額120万円

第2章 奨学生の募集方法、採用手続き及び奨学金の交付方法

第5条（募集方法）

奨学生は、年度ごとに募集要項を定め、適切な方法で公募し、応募があった者の中から選考することとする。

第6条（公募の方法）

公募は、委員会が、当院のホームページへの記載、各種学校での募集要項の掲示、一定枚数の募集広告の配布など、奨学生の募集に適切な3つ以上の方法で募集要項の内容を具体的に記載して行うこととする。

第7条（貸与の申請）

奨学金を貸与する場合、申請者のほか、連帯保証人1名が必要であるものとする。

2 前項の連帯保証人は、以下の要件をみたす者とする。

- (1) 独立した生計を営み、奨学金の返還及び遅延利息の支払い等に責任を負うことができる資力を有すること
- (2) 申請者が未成年の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）であること
- (3) 申請者が成年者の場合は、その父又は母。父母がいない等の場合は、申請者本人の兄弟姉妹、叔父、叔母等の4親等以内の成年親族であること
- (4) 未成年者及び学生でないこと
- (5) 申請者本人の配偶者（婚約者を含む）でないこと
- (6) 債務整理中（破産等）でないこと

第8条（申請者及び連帯保証人の書類の提出）

申請者及び連帯保証人には、所定の様式のほか、年度ごとに募集要項で定める書類を提出させるものとする。

第9条（募集要項の決定）

各年度の奨学金の募集条件、募集期間、募集人数及び提出書類等、奨学金の募集・応募に必要な事項を定めた募集要項は、委員会において年度ごとに決定し公表する。

第10条（貸与の決定）

奨学生は、委員会が協議を行い、申請者及び連帯保証人と面談の上で、申請者から提出された書類、当院への将来の就職希望の有無、成績、返済となった場合の資力の有無など全ての事情を総合的に判断して申請者の中から決定し、理事会が承認する。

2 委員会は、前項の規定により奨学金の貸与を決定し理事会の承認を得たときは、その旨を奨学金貸与決定通知書（様式第2号）により奨学生に通知する。

3 委員会は、申請者あるいは奨学生に奨学金を貸与することが公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第3号の「特別の利益供与」にあたるおそれがあると判断したときは、申請者あるいは奨学生について調査を行ったうえで、その資料を添えてコンプライアンス委員会に送り、貸与の可否について判断を求めなければならない。

4 前項の場合、コンプライアンス委員会は判断を求められてから1か月以内に奨学金貸与の可否を判断し、委員会に書面で報告しなければならない。

5 前項の報告を受けた委員会は、協議を行い、その結果を書面で理事会に報告し、奨学金を貸与する場合は、理事会で決定しなければならない。

6 本条の各手続きにおいて、利害関係人は、委員会の協議及び決議あるいは理事会の決議に参加することはできない。また、利害関係人の関与があった場合には、当該奨学生の決定は無効とする。

7 貸与決定後、奨学金の貸与中に、当該奨学生への貸与が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に定める「特別の利益供与」にあたるおそれがあると発覚したとき、あるいはあらたに同状況が発生したときも、本条第3項から第6項と同様に対応するものとする。

第11条（貸与金の支払方法）

貸与金の支払方法は、奨学生が指定する金融機関口座に振り込む方法で行う。ただし、特別の事由があるときは、この限りではない。

2 貸与金の支払い時期は、年度ごとに、4月と9月にそれぞれ年間貸与額の半額ずつを支払うものとする。ただし、貸与決定時期が4月を経過している場合は、貸与決定月の翌月に年間貸与額の半額を支払うものとし、9月を経過している場合は、貸与決定月の翌月に年間貸与額の全額を支払うものとする。

第12条（貸与の決定取消及び貸与の中止）

理事長あるいは理事長から委任を受けた業務執行理事は、奨学生が次のいずれかに該当するに至ったときは、第10条の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学生が奨学金の貸与を辞退したとき。
- (5) 死亡、心身の故障等で将来医療専門職の業務に従事出来ない理由が発生したとき。
- (6) 各種学校を卒業した日の属する年度の翌年度末までに医療専門職の免許を取得できる見込みがなくなったとき。
- (7) 申請書に虚偽の記載をし、又は不正な手段により奨学生となったと認められるとき。
- (8) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 理事長あるいは理事長から委任を受けた業務執行理事は、奨学生が休学したときは、復学までの奨学金の貸与を停止するものとする。

3 理事長あるいは理事長から委任を受けた業務執行理事は、奨学金の貸与の決定を取り消したとき、又は貸与を停止したときは、その旨を文書により当該奨学生（奨学生死亡の場合

合にあたってはその相続人）及び連帯保証人に通知する。

4 奨学生が、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、奨学金貸与辞退届（様式第3号）を当院に提出するものとする。

第13条（奨学金貸与契約書の締結）

奨学生が決定した場合、当院（理事長）と奨学生及び連帯保証人との間で、奨学金貸与契約書（金銭消費貸借契約書）を締結する。

第14条（中間の届出）

奨学生は、毎年度の3月末日までに、当該年度の学校の成績証明書及び在学証明書を当院に提出しなければならない。

2 奨学生は次のいずれかに該当したときは、速やかにその事実を証する書類を添えて、その旨を当院に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 心身の故障により、修学の見込みがなくなったとき。
- (3) 休学、復学、又は退学したとき。
- (4) 停学その他の処分を受けたとき。
- (5) 卒業したとき。
- (6) 医療専門職の免許を取得したとき。
- (7) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。

3 連帯保証人は、奨学生が死亡したとき、又は、前項各号の事由が生じた場合で奨学生が届出を行えない事情がある場合は、速やかにその旨を病院に届け出なければならない。

第3章 奨学金の返還・返還免除

第15条（奨学金の返還）

奨学金は、奨学生が医療に関係する学校を卒業した年度の次の年度の4月末日までに、当院に対し、一括して返還するものとする。

第16条（返還の猶予）

奨学生は、前条の規定にかかわらず、卒業した年度の翌年度の各医療専門職の免許を取得しようとするときは、卒業した年度の翌々年度の4月末日までの間、奨学金の返還を猶予することを当院に書面で申し入れることができる。

2 前項の申入れがあった場合、委員会は、当該奨学生の各医療専門職の免許取得の見込みを考慮して、卒業した年度の翌々年度の4月末日まで、奨学金の返還を猶予することができる。

第17条（当院に就職した場合の返還の猶予）

奨学生が当院に就職した場合、当院は、奨学金の返還を当該奨学生が当院を退職（辞職、免職等すべての退職事由の場合を含む。）するまで猶予する。ただし、返還の猶予中であっても第20条の規定により、返還が免除された部分については、返還債務が消滅する。

第18条（貸与の途中終了による返還）

奨学生に、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内に、貸与を受けた奨学金の全額を一括で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、委員会で協議して返還方法及び返還金額を決定する。

- (1) 第12条第1項の事由により、奨学金の貸与を取消されたとき。
- (2) 上記の他、奨学金を貸与することが不相当と認められるとき。

第19条（遅延損害金）

第15条及び第18条の規定により奨学生（あるいは奨学生であった者）が奨学金の返還を要する場合に、奨学金の返還を遅延したときは、返還期限の翌日から返還日まで、返還すべき金額の残金について、年5%の割合で計算した額の遅延損害金を徴収することとする。

第20条（返還の免除）

奨学生が次に掲げる事項に該当した場合は、当院は、当該奨学生の奨学金の返還の一部又は全部を免除するものとする。ただし、第12条第1項により、返還猶予期間中に奨学生の資格を取り消された場合は、この限りではない。

(1) 奨学生が卒業後、それぞれの医療専門職として当院で貸与を受けた期間の1.5倍の期間を勤務したときは、奨学金の返還債務を全額免除する。また、当院で1年を超えて勤務したときは、次の計算式で算出される金額の返還債務を免除する。

$$\text{返還免除額} = \text{貸与総額} \times \text{勤務月数} \div (\text{貸与月数} \times 1.5)$$

(2) 奨学生が、業務従事期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、当院の業務を継続することができなくなったときは、残金全額の返還債務を免除する。

2 奨学生のうち、懲戒解雇された者については、前項の規定は適用しない。

第4章 奨学金選考検討委員会

第21条（奨学金選考検討委員会）

当院における奨学金の募集、奨学生の選考・決定、規程等の整備について必要な事項を検

討するため、奨学金選考検討委員会を設置する。

第22条（事務の所管）

奨学金に関する事務は、庶務課においてこれを行う。

第23条（奨学金選考検討委員会の構成）

奨学金選考検討委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副院長
- (2) 事務長
- (3) 該当する医療専門職の所属長
- (4) その他理事及び病院長以外の者で委員会が必要と認めた者

2 委員会は、監事が委員会に出席して意見を述べることを拒むことができない。

第24条（奨学金選考検討委員会の業務報告）

委員会は、年度ごとに、奨学生の採用に関する選考過程及び選考理由等を記載した報告書を作成し、理事長、業務執行理事及び監事に報告することとする。

第5章 その他

第25条（本規程の改廃）

本規程の改廃については、理事会にてこれを行う。

ただし、規程の改廃について利害関係を有する者は、理事会の決議に参加できない。

第26条（協議事項）

この規程に定めのない事項については、委員会で協議する。

第6章 附則

第27条

本規程の施行により、本規程を除いて施行日までに制定された奨学金に関する一切の規程は効力を失う。ただし、平成31年3月末日までに奨学生として決定された者に対しては、従来の規程による。

本規程は、令和元年12月1日より施行する。

令和5年9月1日一部改正